

## 川崎市外国人市民代表者会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市外国人市民代表者会議条例（平成8年川崎市条例第25号。以下「条例」という。）第13条の規定に基づき設置される川崎市外国人市民代表者会議（以下「代表者会議」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開閉)

第2条 会議の開会、散会、延会、中止または休憩は、議長が宣言する。

(会議の公開)

第3条 会議は原則として公開とする。ただし、出席代表者の3分の2以上の多数で決定したときは、非公開とすることができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議を傍聴する者（以下「傍聴人」という。）の定員は、会議の都度定める。

2 傍聴を希望する者が前項の定員を超えるとときは、先着順により傍聴人を決するものとする。

3 傍聴人が会議を妨害するときは、議長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる

(会議の使用言語)

第5条 会議は日本語を用いる。ただし、代表者が必要とするときは、通訳を同行することができる。

(正副議長会議)

第6条 会議の運営については、必要に応じて正副議長会議を開催し協議する。

(部会の設置)

第7条 条例第7条に規定する部会は、議長が会議に諮って設置する。

2 議長は、特別の事項を調査審議のため必要があると認めるときは、会議に諮って臨時委員若干名を置くことができる。

3 部会長は、当該部会に属する代表者の互選により定め、その部会の事務を統括し、部会の審議経過及び結果を議長に報告する。

(臨時の会議)

第8条 条例第9条に規定する臨時の会議は、次の各号のいずれかに該当する場合に、開催することができる。

(1) 緊急に会議の招集が必要な場合

(2) 代表者の4分の1以上の者から会議に付議する案件を示して会議の請求があるとき。

(会議の報告)

第9条 条例第8条第5項の規定により、市長に提出する会議の経過等は概要を記した摘録とする。

2 条例第11条の規定による市長への報告は、会議の概要、調査審議の結果及び意見並びに専門調査員の活動等を内容とする書面により行う。

(解嘱の申出)

第10条 委員長は、代表者が、次の各号のいずれかに該当するときは、市長に解職を申し出ることができる。

(1) 自己の都合により辞職の意思を表明したとき。

(2) 心身の故障その他の事由により職務の遂行に堪えないと思われるとき。

(3) 職務上の義務違反があるとき。

(補充の申出)

第11条 代表者に欠員が生じた場合、委員長は代表者会議に諮って、その補充を市長に申し出ること

ができる。

(委任)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、会議の委員長が会議に諮って定める。

附則

この要綱は、平成 8 年 1 2 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、平成 1 1 年 1 0 月 1 4 日から施行する。